

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成30年6月8日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令による介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第1号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように，芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法第179条第1項の規定により，専決処分する。

平成30年3月30日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第18号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第7条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第18条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第48条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令による介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準（第4条関係）

指定地域密着型サービス事業者の申請者として条例で定める者を次のとおり改正した。

改正後	改正前
ア 法人（全ての指定地域密着型サービス） イ <u>病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。）</u>	ア 法人（全ての指定地域密着型サービス）

(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第7条関係）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる訪問介護員等の資格要件を次のとおり改正した。

改正後	改正前
ア 介護福祉士 イ <u>次に掲げる研修の課程（介護職員初任者研修課程に限る。）</u> を修了し，当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者 a 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 b 都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者の行う介護員養成研修	ア 介護福祉士 イ 次に掲げる研修の課程を修了し，当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者 a 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 b 都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者の行う介護員養成研修

(3) 指定夜間対応型訪問介護（第48条関係）
（2）に同じ。

(4) その他規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。</u>とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u>第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申</u></p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」</u></p>

改正後	改正前
<p>込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第47条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護）</p> <p>第48条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>施行規則第22条の23第1項に規定する介</u></p>	<p>という。）<u>第65条の4各号のいずれにも該当しないときは</u>、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第47条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護）</p> <p>第48条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の</p>

改正後	改正前
<p>護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。</p> <p>2 (省略)</p>